匝瑳市農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、農業者を確保し、営農意欲を助長するため、大型特殊免許又はけん引免許等の農耕車の資格を新規に取得した者に対し、予算の範囲内において農耕車用大型特殊免許等取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則（平成１８年匝瑳市規則第６６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　大型特殊免許　大型特殊免許　全長４．７メートル、全幅１．７メートル、ヘッドガードの高さ２．８メートル、全高２．０メートル又は最高速度時速１５キロメートルを超える車両を運転する際に必要な免許をいう。

（２）　けん引免許　重量が７５０キログラムを超えるトレーラー等をけん引する際に必要な免許をいう。

（３）　農耕車　トラクターやコンバイン等の農作業に使用する車両をいう。

（交付対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者を除く。

（１）　大型特殊免許又はけん引免許等の農耕車の資格のいずれか又は両方を新規に取得した者

（２）　人・農地プランに地域の中心となる経営体と位置付けられた若しくは位置付けられる見込みがある農業者又は地域計画のうち目標地図に位置付けられた若しくは位置付けられる見込みがある農業者

（３）　助成金の交付の申請をした日から５年以上にわたって申請時と同等以上の規模の営農を継続する意思のある者

（４）　匝瑳市の市税及び国民健康保険税の滞納がない者

（助成対象経費等）

第４条　助成金の対象となる経費は、自動車教習所及び千葉県立農業大学校における免許を取得するために必要な講習等に係る費用並びに受検手数料、受検免許証交付手数料等の免許の取得に直接要した経費とする。

２　助成金の額は、第１項に規定する経費の額を合計した額とする。ただし、２万円を限度とする。

（交付の申請）

第５条　規則第３条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　資格取得が確認できる書類

（２）　講習料金・受験手数料等の領収書の写し

（３）　誓約書（第２号様式）

（４）　匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないことを証する書類

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項第４号の書類については、交付申請者が同意書（第３号様式）を提出することにより添付を省略することができる。

３　助成金の交付を申請しようとする者は、前項の申請書を提出する際に規則第１２条に規定する実績報告を農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）により行わなければならない。

（交付の決定等）

第６条　規則第４条の規定により、市長は、前条第１項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、助成金の交付の決定をした場合は規則第１３条の規定により助成金の額を確定しなければならない。

２　規則第６条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を農耕車用大

型特殊免許等取得助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第４号様式）により助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

３　市長は、第１項に規定する助成金の額の確定をした場合は、前項に規定する通知に併せて農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第４号様式）により規則第１３条に規定する助成金の額の通知を行うものとする。

（交付の請求）

第７条　前条第２項の規定による通知を受けた交付決定者が、規則第１５条の規定により、助成金の交付を請求しようとするときは、農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付請求書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付決定取消通知書（第６号様式）により当該交付決定者に通知することができる。ただし、災害、病気、転勤等のやむを得ない事情があるとして市長が認めた場合はこの限りでない。

（１）　虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（２）　助成金の交付の申請をした日から５年未満に大型特殊免許及びけん引免許等の農耕車の資格を失効したとき。

（３）　助成金の交付の申請をした日から５年未満に離農又は申請時と同等以上の規模の営農を継続しなかったとき。

（４）　その他この告示に違反する行為があったとき。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、助成金の返還を請求するものとする。

（報告等）

第９条　市長は、助成金の交付に係る事業の状況を把握するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２　交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、失効する。

３　この告示の失効の際、現に前項の規定による失効前の匝瑳市農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付要綱（以下「失効前の告示」という。）第６条第１項の規定により市長が助成金の交付の決定をした者に係る当該決定に係る助成金の交付の請求、取消及び返還並びに報告等に関し、失効前の告示第７条から第９条までの規定は、前項の規定による失効後も、なお効力を有する。

第１号様式（第５条関係）

農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

匝瑳市長　　あて

申請者　　住所

氏名

電話

　年度において農耕車用大型特殊免許等取得助成金の交付を受けたいので、匝瑳市補助金等交付規則第３条の規定により下記のとおり交付を申請し、同規則第１２条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

１　交付申請額

　金　　円

２　添付書類

（１）　資格取得が確認できる書類

（２）　講習料金・受験手数料等の領収書の写し

（３）　誓約書（第２号様式）

（４）　匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないことを証する書類又は同意書（第３号様式）

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第２号様式（第５条関係）

誓約書

年　　月　　日

匝瑳市長　　あて

誓約者　住所

氏名　　㊞

私は、下記の事項について誓約します。

記

１　私は、助成金の交付の申請をした日から５年以上にわたって申請時と同等以上の規模の営農を継続する意思を有します。

２　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。

３　匝瑳市農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付要綱第８条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、助成金を返還いたします。

備考　氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第３号様式（第５条関係）

同意書

年　　月　　日

匝瑳市長　あて

同意者　住所

氏名　　㊞

電話

農耕車用大型特殊免許等取得助成金の交付に伴い、匝瑳市の市税及び国民健康保険税の納付状況について、当該助成金に関する事務に限り、匝瑳市が閲覧又は取得することに同意します。

備考　氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第４号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

匝瑳市長　　印

農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった農耕車用大型特殊免許等取得助成金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

記

１　次のとおり助成金の交付を決定します。

交付決定額　　金　　円

２　次のとおり助成金の交付を却下します。

却下の理由

第５号様式（第７条関係）

農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付請求書

年　　月　　日

匝瑳市長　　あて

請求者　住所
氏名
電話

年　　月　　日付け第　　号で額の確定のあった農耕車用大型特殊免許等取得助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第１５条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額　　金　　円

振込金融機関名		本支店名	
フ　リ　ガ　ナ			
口　座　名　義			
口　座　の　種　類	当座　・　普通		
口　座　番　号			

第６号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

匝瑳市長　　印

農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け第　　号で交付決定のあった農耕車用大型特殊免許等取得助成金について、交付の決定を取り消したので、匝瑳市農耕車用大型特殊免許等取得助成金規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　取消内容

交付決定額　　金　　円

２　取消理由